

放送設備整備補助金 提出書類について

地域自治活動団体が行う「コミュニティ活動などに必要な放送設備の新設又は修繕」に要する費用の一部を補助します。

申請期間：令和8年4月1日(水)～6月30日(火)

補助額：新設又は修繕等に要する費用の1/3(上限20万円)

※残り2/3は申請者の負担となります。

補助要件：過去に補助を受けたことのある住民自治組織においては、前回の補助金交付から10年が経過していること。

<提出書類>提出締切:令和8年6月30日(火)

交付申請書(様式第1号)

事業計画書

収支予算書

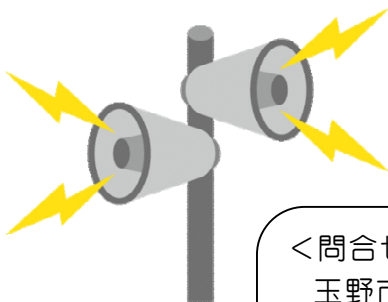
見積書の写し

- 総額が10万円以上の場合は、2社分の見積書が必要です。
- 施工について、専門業者ではなく、申請者自らによる施工を予定している場合は、事前に協働・交通政策課まで相談ください。

規約(規則、会則など)の写し

- 申請書及び計画書の住所は、規約に記載されている住所をご記入ください。

写真(修繕箇所を写したもの)



前回の補助決定時期が
平成27年度以前の場合、
今年度申請できます！

<問合せ先>

玉野市地域振興部 協働・交通政策課
地域活動推進係
玉野市宇野 1-27-1
TEL 32-5567



ページID: 005243

《ホームページ》